

令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給について

12月8日（金）に島根県職員に支給されます。

1. 一般職

- 12月期の期末・勤勉手当の一人当たりの平均支給額は**82万円**
○昨年12月期の平均支給額(79万2千円)と比べると、**約3.5%(2万8千円)の増**
○令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給月数は2.225月で、昨年12月期と比べ**0.075月の増**
※ 令和5年人事委員会勧告に基づく条例改正により年間支給月数は昨年度と比べ0.15月分の増

(1) 支給月数

区 分	6月期	12月期	合 計
今年度	2.075月	2.225月 ※1	4.30月
前年度	2.00月	2.15月 ※2	4.15月
増 減	0.075月	0.075月	0.15月

※1 今年度12月期の支給月数2.225月（条例改正前2.075月+0.15月）の内訳は期末手当1.225月+勤勉手当1.000月

※2 前年度12月期の支給月数2.15月（条例改正前2.00月+0.15月）の内訳は期末手当1.125月+勤勉手当1.025月

(2) 支給状況

一般職全体

区 分	支給人員	支給総額	一人当たり平均支給額	平均年齢
今年度	13,816人	11,330,759千円	820千円/人	43.6歳
前年度	13,811人	10,938,456千円	792千円/人	43.7歳
増 減	5人	392,303千円	28千円/人	▲0.1歳

2. 特別職

(1) 支給月数

区 分	6月期	12月期	合 計
今年度	1.60月	1.70月 ※1	3.30月
前年度	1.55月	1.65月 ※2	3.20月
増 減	0.05月	0.05月	0.10月

※1 条例改正前1.60月+0.10月

※2 条例改正前1.55月+0.10月

※ 特別職には、勤勉手当は支給されず、期末手当のみ支給されます。

(2) 支給状況

職 名	今年度支給額 (A)	前年度支給額 (B)	差 額 (A-B)
知 事	2,168,022円	2,670,030円	▲502,008円
副 知 事	1,834,973円	2,135,067円	▲300,094円
教 育 長	1,577,158円	1,742,936円	▲165,778円
代表監査委員	1,322,778円	438,545円	884,233円
病院事業管理者	2,289,828円	2,530,517円	▲240,689円
議 長	2,317,100円	2,248,950円	68,150円
副 議 長	2,021,300円	1,961,850円	59,450円
議 員（1人当たり）	1,873,400円	1,818,300円	55,100円

詳細は下表のとおり

※ 代表監査委員（令和4年10月11日就任）への支給額は、前年度は在任期間に応じた割落としがあったため、前年度に比べて増額となっています。

<表>

職 名	特例減額前	特例減額後 ①	減額率※1	R5.4.30～ R5.7.12の 減額相当額※ 2 ②	今年度支給額 ①-②
知 事	3,056,600円	2,750,940円	10%	▲582,918円	2,168,022円
副 知 事	2,391,050円	2,199,766円	8%	▲364,793円	1,834,973円
教 育 長	1,910,375円	1,795,752円	6%	▲218,594円	1,577,158円
代表監査委員	1,602,250円	1,506,115円	6%	▲183,337円	1,322,778円
病院事業管理者	2,773,618円	2,607,199円	6%	▲317,371円	2,289,828円

※1 表中の特別職については、令和9年4月29日までの間、給与の特例減額を行っており、期末手当についても減額しています。

※2 知事2期目就任時から特例減額の施行日前日までの期間（令和5年4月30日から令和5年7月12日）も給与減額があったものとして計算した金額（減額相当額）を、今回の期末手当から減額しています。